

事実

訴外亡Aは、大手化粧品会社の要職にあった者であるが、昭和43年に脳梗塞を発症し、妻である被告Yが専ら介護にあっていた。昭和51年頃、Aは税金対策等のために個人事務所を開設し、原告X銀行甲支店との間で取引を行っていたが、その後判断能力が徐々に低下し、昭和60年頃には幼児程度の判断力しかない状態にあった。なお、Yは専業主婦であり、前記事務所から毎月30万円を生活費として受領していたが、事務所の運営には全く関与していなかった。

昭和61年10月、Aの代理人と称する訴外BがX銀行甲支店を訪れ、Aの借入の担保とされてい

書」という)をFらに交付した。

その後、1億5000万円がA名義の口座に振り込まれ、間もなく全額が引き出されたが、Yはこの融資金の動きを全く知ることがなかった。

Aは昭和63年に死亡したが、X銀行は前記両貸付について特に法的措置をとることなく、平成7年に到ってAの相続人であるYほか6名に対して正式に催告をすると共に、本件訴訟を提起した。

原審(東京地判平成12・7・28平成7年(ワ)23529号判例集未登載)では、前記両貸付に関する履行請求のみが争われ、原審は、昭和61年ないし62年頃にはAには意思能力がなく、前記両貸付に係る契約は全て無効であるとして、X銀行の請求を全て棄却した。これに対してX銀行は控訴し、主位的に前記両貸付の履行請求をすると共に、予備的に、Yによる前記署名代行及び本件確認書の交付は、Aに意思能力があるかのように装って、CらないしFらを前記各貸付が有効である旨誤信させ、その結果X銀行甲支店のAに対する他の貸付債権が時効消滅したほか、乙支店貸付分の振込により、X銀行に前記両貸付と同額の損害が生じたと主張して、Yの不法行為に基づく損害賠償請求を追加した。Yらは、契約の有効性及びYの不法行為責任の成立を争い、Aが意思無能力であることをX銀行が知ることができたのは、遅くとも原審においてYらがその旨の主張をした時であり、その点から起算したとしてもYの不法行為責任は時効消滅している、と反論した。

商事判例研究 平成14年度46 意思無能力者の家族の 行為と不法行為責任の 成否

筑波大学助教授

星野 豊

東京大学商法研究会

東京高裁平成14年3月28日判決

(平成12年(ネ)第4323号、株式会社東京三菱銀行
対甲野花子(仮名)ほか6名、貸金請求控訴事件)
判例時報1793号85頁
〔参照条文〕民法9条・709条・722条・724条

る預金につき担保解除の申出をしたことから、X銀行甲支店ではAに対する貸付を一本化し、Aとの間で5600万円の準消費貸借契約を締結することとした(以下、「甲支店貸付分」という)。このため、同月、甲支店副支店長Cと担当者DとがA宅を訪れ、Aと面会したが、Aは終始言葉を発することなく、契約書におけるAの署名欄には、Yが勧められるままAの署名を代行した。

他方、昭和62年6月頃、Aの財産管理を委任されていると称する訴外Eが、これまでAとの取引がなかったX銀行乙支店を訪れ、Aの相続税対策のためとして1億5000万円の融資を要請した(以下、「乙支店貸付分」という)。このため、乙支店副支店長Fと担当者GとがA宅を訪れ、Aと面会したが、Fが説明として約5分間話し掛けている間、Aは全く言葉を発せず、契約書のAの署名欄には、Yが勧められるままAの署名を代行した。また、Yは、この際、「本人病気の為筆記不能に付借入意志確認の上代筆致しました」との文章にYの署名及び実印を押捺した文書(以下、「本件確認

判旨 予備的請求一部認容。

I 「Yは、亡Aの妻として、昭和43年7月に亡Aが脳梗塞で倒れた後から、昭和63年10月10日に亡Aが死亡するまで、専業主婦として亡Aの介護に専ら携わっていたのであるから、亡Aの判断力の程度については、十分把握し得る立場にあったものといえる。」他方、「亡Aの判断力の程度については、同人と普段接触する機会のない者にとっては、これに疑問を持つことはできるものの、直ちに的確に把握することは困難であり、専ら介護を行っている者等、通常これを把握していると考えられる者の認識は、重要な判断要素の一つであるといえることができる。」

II 「借主である亡Aの判断力の程度は、本来、貸主であるX銀行において確認すべきものであり、これに疑問を持つこと自体はできたのであるから、X銀行担当者は、Yに対し、亡Aの判断力について積極的に確認を求めようとするれば、これが容易な状況にあったというべきである。これに対して、

Yは、……本件各消費貸借契約の締結の要否、内容の決定について、実質的な関与をしていない上、夫婦間の署名の代行は世上よくみられることを考慮すると、X銀行担当者から、亡Aの判断力について特に確認を求められていないにもかかわらず、自ら、これが幼児程度のものでしかない旨を明らかにする義務があるとまではいえない。しかしながら、……Yとしても、亡Aの判断力について、積極的に自らの認識と異なる旨をX銀行に明らかにすることは許されず、そのような虚偽の内容を積極的に明らかにした場合には、それは、X銀行に対する違法な行為というべきである。」

III 「これを、まず甲支店貸付分について検討すると、……Yは、X銀行担当者らから亡Aの判断力について確認を求められたとは認識しておらず、その結果、亡Aの判断力について特に意を払わずに前記契約書に亡Aの住所氏名等を自署したものと認められ、この署名等代行行為をもって、……X銀行に対する違法行為ということではできない。」「他方、乙支店貸付分〔に〕については、Yは、単に亡Aの署名を代行するにとどまらず、本件確認書を作成し、これをX銀行担当者に交付して」おり、「本件確認書の内容によれば、Yは、X銀行担当者から亡Aの判断力について確認を求められたことから、本件確認書を作成することになったと認識していたと推認することができ、これによれば、Yは、X銀行に対し、自らの認識と異なり、積極的に、亡Aの判断力が存在するとの虚偽の内容を明らかにしたものであり、これは「X銀行に対する違法行為ということが出来る。」しかし、「X銀行担当者らの亡Aの意思確認は極めて杜撰であり、多少とも慎重に対応していれば、乙支店貸付分に係る金員支出という損害は回避された可能性がある」。また、「Yの前記行為は、Bに欺罔され、利用されて行ったものであり、Bとの関係においては、Yは被害者の立場にある」。「その他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、乙支店貸付分に係るX銀行の損害については、その7割を過失相殺するのが相当」である。

IV 「X銀行において、Yによる前記不法行為により損害が発生したことを現実に認識するためには、少なくとも、亡Aの当時の意思能力について、これがないことを裏付けるものとして、ある程度客観的な証拠があることを認識する必要があるというべきである。」この客観的な証拠となる亡Aの主治医による証言が原審で行われた時から起算すると、「X銀行のYに対する不法行為に基づく損害賠償請求権に係る消滅時効は、その時効期間経過

前に中断していることが明らかである。」

評釈 判旨に概ね賛成。

I 本判決は、意思無能力者の署名代行等を行った家族の不法行為責任の成否に関して、同一事件内で具体的行為により判断が分かれた事案であり、本人の意思確認段階における金融機関の注意の程度が過失相殺において考慮された点や、不法行為責任の消滅時効の起算点に関する判断も併せ、実務に与える影響が少なくないものと考えられる。本稿では、紙幅の関係から、本件の最も重要な争点であるYの不法行為責任の成否について、専ら検討を加えることとする（その他の争点論点については、河上・後掲参照）。

II 契約の締結過程で、当事者本人でない家族が本人の署名ないし押印を代行するという状況は、緊急手術に係る医療契約等をはじめとして少なからず挙げることができるが、かかる契約が後に無効とされた場合に、署名代行をした家族の不法行為責任が追及された事例は、従来ほとんど公表されていない。数少ない従来有事案として、東京地裁平成11年9月24日判決（金商1079号44頁）があり、これは、成人に達したばかりの不動産所有者本人に無断で、所有者の母が本人の署名を偽造し、成人前から保管していた本人の実印を押捺して、金融機関との間で根抵当権設定契約等を締結したが、後に本人からの訴えにより同契約が無効とされ、署名代行者である母の不法行為責任が認められた事例である。ただし、同事案では、署名の偽造が容易に判明する状況にあり、短期間のうちに大幅な極度額の変更等の手続が行われ、金融機関による本人に対する意思確認がない等の事情が認定され、5割の過失相殺が認められている。

他方、当事者の妻が本人である夫名義の署名をして連帯保証契約を締結したことが、いわゆる「署名代理」による代理行為を行ったものとして、署名を行った妻に無権代理人としての責任を認めた事案として、東京高裁平成12年11月29日判決（判時1741号82頁）がある。この無権代理という理論構成は、本件についても十分成り立ちうると考えられるが、無権代理人としての責任を追及するためには、相手方が善意無過失であることが必要であり、悪意または過失ある相手方は責任追及ができなくなるのに対し（民117条）、不法行為責任を追及する場合には、不法行為責任の成否は専ら不法行為を行った家族の故意過失の有無によって定まり、相手方の悪意または過失は過失相殺において考慮されるに留まる点で、具体的な結論にあ

る程度の差異が生じることとなる。本件では、Yの無権代理人としての責任はそもそも主張されていないようであり、また、本件の認定事実からすれば、仮にX銀行がこの主張をしたとしても善意無過失が認定される可能性は小さかったと思われるから、X銀行が予備的主張としてYの不法行為責任のみを主張したことは、事案の性質上自然なことと考えられる。

Ⅲ 本件は、相当複雑な取引関係が多数錯綜する中で、取引能力が必ずしも優れていると思われないYが、X銀行担当者らやBないしEらの指示ないし要請に従って、Aの署名を代行したり本件確認書を作成したりした結果、X銀行から不法行為責任を追及されたものであり、同じく不法行為の加害者といっても、その悪性に対する評価は、前記の東京地判と相当異なるように思われる。また、本件判旨を形式的に観察すれば、Aの意思能力の有無に関してYが積極的行為を特に行っていない甲支店貸付分については不法行為が成立せず、本件確認書を交付した乙支店貸付分については不法行為が成立する(判旨Ⅱ、Ⅲ)、というかなり明快な基準が導かれるが、具体的な取引過程における両状況の差異はある意味偶然に属すると考えられるから、本件確認書の存在を過度に重視することは妥当でないと思われる。

むしろ、本判決は、本件確認書の交付を含む契約締結時の状況のみならず、従前におけるAとX銀行各支店との取引経過、Yの財産管理能力、Aの財産管理に対するYの従来からの関与状況等を含めた総合的な事情を基に、いわば共に「被害者」であるX銀行とYとの比較衡量を行っていると考えられる。実際、Yの不法行為責任の成立とX銀行の不注意等による過失相殺という理論構成は、例えば前述した無権代理人の責任が追及された場合に比べて、はるかに柔軟な解決を行うことができるわけであり、事案が複雑であればあるほど、関係者の利害調整をより妥当な方向に持ち込むことが可能となる。しかしながら、そのような形で事案解決における裁判所の裁量が大きくなるのが、果たして理論的にも妥当であるかはなお検討が必要であり、今後生じうる類似事案との関係を慎重に検討していくことが不可欠となるであろう。

Ⅳ このように、本判決は当事者の利益の比較衡量を総合的事情に基づいて行っているものと理解できるが、かかる比較衡量における個々の考慮要素については、厳密に考えていけば問題となる点が少なからずある。

例えば、Aの財産管理に対するYの従来からの関与がなかったことが、直ちにYの責任の否定に直結するかは単純にはいえないことであり、むしろ、Yの署名代行に際してX銀行による説明義務がどの程度尽くされていたかとの相対的な関係のほうが、より重視されるべきであると思われる。実際、本件における取引が、典型的な消費者取引とはおよそいえない高額の財産管理であることを強調するならば、Yの取引能力が優れていないことをYに有利な要素と位置づけることも問題であり、取引に関与する以上相応の危険を負担させるべきだとの意見も十分ありうるところである。また、家族のうちある範囲の者は、将来において本人の相続人として財産に関する利益を享受する可能性がある以上、本人の署名を代行することと家族自身の利益とが完全に無関係であると断言することが、妥当でない場合もあるであろう。本件でも、YはAの推定相続人の1人であり、Aの死後相応の財産を取得することを十分期待できた地位にあった以上、YによるAの署名代行行為は、考えようによってはY自身の財産管理行為の一種と評価することもできなくはないわけである。さらに、本件のAは個人事務所を開設し、自己の財産管理に関してそれほど家族を関与させなかったとされているが、一般論として考えるなら、家族の中の特定個人の財産について家族が事実上一体となって管理を行っているような場合も少なからずある筈であり(家族の行為を含む広範な比較衡量が判示された事案として、最判平成6・9・13民集48巻6号1263頁参照)、そのような場合の個々の家族の行為については、契約締結の有効性に関してであれ、あるいは不法行為責任の成否に関してであれ、そもそも法律関係を本人を中心とする個人単位で構成していくこと自体が果たして事案の解決にとって妥当であるかを、再検討する必要があると思われる。

Ⅴ 本件については、Yから判旨Ⅳに関して上告受理の申立がなされたが、最高裁は上告不受理の決定をし、本判決の判断が確定した(最決平14・9・10平成14年(受)1005号判例集未登載)。

* 本判決については、河上正二・私法判例リマックス27号6頁、飯田恭示・判タ1125号73頁、河津博史・銀行法務21 612号60頁がある。

(ほしの・ゆたか)